

「入居中の賃貸物件の設備が故障する」というのはオーナー様であれば誰しもが経験したことのある問題だと思います。

場合によってはトラブルの発生日から復旧対応を行うまでの日数に応じて家賃を減額しなければならないということもあります。今回はそういったオーナー様と入居者様、お互いの不利益を避けるため、オーナー様が打つべき施策についてご説明させていただきます。

この機会に是非ご検討されてみてはいかがでしょうか。

【貸室・設備等の不具合による賃料減額について】

その最たるもののがタイトルにもある、「物件の設備保証サービス」に加入することです。設備保証サービスとは物件で設備トラブルが起きた時に修理交換費用の補償や、素早い対応を受けることがでできるサービスです。入居者にとって必需品となるエアコン・給湯器・換気扇などの補償は勿論、サービスによつてはオブションでその他設備(床暖房や温水洗浄便座etc.)などの補償を受けることができます。またメーカーへの発注や修理・取付までがサービスに含まれていますので、オーナー様が何か特出した行動をする必要がなく、完工までサポートに含まれていて安心できるのもポイントです。

日本賃貸住宅管理協会にてガイドラインが公開されていますので、一度目を通しておくのも良いかもしれません。

【最後に】

簡単ではありますがあ物件の不具合に関する対応についてご説明をさせいただきました。民法改正などで賃貸住宅に関する部分はよく変更になります。物件や入居者とのトラブルを防止するためにも、管理会社やオーナー様においては最新の情報を防ぎたいのは賃料の減額だと思いつます。2020年の民法改正では設備故障に伴う家賃減額の規定が定められました。これにより、オーナー様は住宅設備に関して今まで以上の気配りと認識が必要となりました。

賃料の減額はすぐに発生するわけではなくオーナー様には設備ごとに

完工までの免責日数(トイレ使用不可なら1日、エアコン故障なら3日など)が定められています。免責期間中に修繕が完了しなかつた場合には完工までの超過した日数分だけ賃料減額をしなければならないといった具合です。賃料の減額割合や金額に関しては各項目ごとに詳しく定められていますが、基本的には生活するうえで支障が大きいものから順に減額割合は高くなっています。

簡単ではありますがあ物件の不具合に関する対応についてご説明をさせいただきました。民法改正などで賃貸住宅に関する部分はよく変更になります。物件や入居者とのトラブルを防止するためにも、管理会社やオーナー様においては最新の情報を防ぎたいのは賃料の減額だと思いつます。2020年の民法改正では設備故障に伴う家賃減額の規定が定められました。これにより、オーナー様は住宅設備に関して今まで以上の気配りと認識が必要となりました。

賃料の減額はすぐに発生するわけではなくオーナー様には設備ごとに

完工までの免責日数(トイレ使用不可なら1日、エアコン故障なら3日など)が定められています。免責期間中に修繕が完了しなかつた場合には完工までの超過した日数分だけ賃料減額をしなければならないといつた具合です。賃料の減額割合や金額に関しては各項目ごとに詳しく定められていますが、基本的には生活するうえで支障が大きいものから順に減額割合は高くなっています。



それではまた次の機会に・・・。
(執筆者 鈴木)

 株式会社
調布みつぎ
MITSUGI GROUP 不動産研究所

東京都知事免許 (15) 第11622号

〒182-0021

東京都調布市調布ヶ丘2-8-2(本社)

TEL 042-481-1211

FAX 042-488-6561

URL <https://www.mitsugi.biz>

無料相談会のお知らせ

調布みつぎ不動産研究所では、不動産に関する個別相談を受け付けております。下記のようなお悩みがある不動産オーナー様はお気軽にお問合せください。

- ・賃貸物件の管理
- ・相続対策
- ・不動産の有効活用
- ・空室対策など

日時：毎月第3土曜日 13:00～15:00

場所：株式会社 調布みつぎ不動産研究所

賃貸不動産オーナー向け情報誌

Journal of MITSUGI

みつぎジャーナル vol.24

2022年3月1日発行

ごみ置き場・ごみ捨て問題解消術

賃貸住宅修繕費に関わる

「共済制度」が実現へ

賃貸物件の設備保証サービス

 ご挨拶

調布みつぎ不動産研究所の広報誌“Journal of MITSUGI”(みつぎジャーナル)をご覧いただき誠にありがとうございます。また、日頃より当社をお引き立て下さっている不動産オーナー様、入居者様、ご利用者様には大変お世話になり、心より感謝申し上げます。

私達、みつぎグループ(株式会社 調布みつぎ不動産研究所、農業法人 調布のやさい畑)は1946年に調布のいち農家として歩み始めました。これまで多くの恵みを頂いてきた愛する街、調布と共に「土地」と「暮らし」の可能性を考え尽くします。

みつぎジャーナルでは、不動産関連の法改正や賃貸経営のノウハウなど、不動産オーナー様の賃貸経営に役立つような情報を提供していきます。

ごみ置き場・ごみ捨て問題の解消術

ごみ出しルールを守らない居住者、カラスや猫…それによりごみが散乱、

分別されていないごみが回収してもらえないといった悩みを抱えるオーナー様は少なくないと思います。

管理も煩わしくなるうえ、入居者の満足度も下がりかねないごみ問題。ごみ置き場を上手に管理しているオーナ様のごみ捨て問題解消術を紹介します。



【防犯カメラでルール違反激減】

居住者のごみ出しのルール違反や住人以外の不法投棄に頭を悩ませていたオーナー様がとった対策は、防犯カメラの設置。設置には駐車・駐輪場の車・自転車の盗難防止の意味合いもあつたようですが、防犯カメラ設置後はごみ出しルールの違反率が10分の1まで激減し、分別も丁寧になつたそうです。

賃貸住宅修繕費にかかる「共済制度」が実現へ



将来の大規模修繕に備え、資金を積み立てられる共済制度が、スタートする。個人で一棟マンションなどを保有するオーナーでも掛け金を経費に計上できるようになる。昨年10月に国土交通省の事業認可が下りた。管理組合がある分譲マンションやアパートも、長期的な視点で建物を適切に管理できるように促す狙いがある。

一棟マンションなどを保有するオーナーが個人事業主の場合、大規模修繕費用は、オーナーが預金などから支払うのが一般的だ。これまで大規模修繕費用を積み立てても預金とみなされ、経費に計上できなかつた。一方、法人化している場合、中小企業が経営難に陥るのを防ぐための「経営セーフティ共済」制度を利⽤して掛け金を経費計上することができた。

新制度では、賃貸住宅の修繕積立金を共済掛け金にすること、掛け金として認められる。掛け金上限などの詳細は、まだ公表していない。加入者は修繕資金を毎月積み立てることができ、税効果も期待できる。対象となる修繕の範囲は「外壁」と「屋根」に限定する。

国土交通省によると、外壁塗装や

屋上防水などの大規模修繕費用の相



ひび割れやタイルが浮いて、外観の劣化とともに、雨水が建物内部に浸水！

2 不具合はいつごろから発生するの？

建て方・資材・立地等にもありますが、主な部位について、一般的に修繕を行う目安は以下のとおりです。



塗装や防水処理の劣化によって、漏水や雨漏りが発生！

以上のように、防犯カメラなど協力体制で入居者との対話に重きを置き場・ごみ捨て問題を解決されています。その他に共通していたのは、ごみ問題対策を行うことの延長線で他の大きなトラブルも防ぎやすいといった効果を得られていたことです。

入居者と接点を持つこと、密なコミュニケーションをとることで信頼関係が築かれ、入居者側からまで持つて行つて話し合い、根気強く話すことで相手の理解を得て、信頼関係も築いていくのだそう。

また、毎週決まつた日時にごみ置き場をきれいに清掃する姿を入居者に見せ続けるのも効果的で、継続することで入居者がだんだんルールを守ってくれるようになるそうです。

(『家主と地主 2021年12月号』より)

また、毎週決まつた日時にごみ置き場をきれいに清掃する姿を入居者に見せ続けるのも効果的で、継続することで入居者がだんだんルールを守ってくれるようになるそうです。

そうした声を得られると、トラブルとなる要因に対し早期の対策が取れ、大きなトラブルを未然に防止できます。また、入居者の満足度の向上にもつながるので、入居継続率のUPが期待できます。治安維持・向上にも効果を得られるでしょう。

一口に「ごみ対策」と言つてもその問題は様々でありながら、多くは人が原因なので、入居者と上手に付き合っていくこと、日頃から良好な関係を築いて味方につけ充を検討していく。

このほかの給排水管や専有部の空調設備、水回りなどについても利用者のニーズに応じて、今後拡充を検討していく。

そして、長期修繕計画では、将来の大規模修繕に必要な費用を見積もり、これをもとに掛け金を算定する。積立期間は10~50年で、月払いか年払いを選べる。積立金は、大規模修繕を実施した場合に支払われる。

日常的にきれいな状態を維持するには地道な努力が必要となるので、自身で管理するのが難しければ管理会社や清掃業者の利用をお勧めします。

ごみ出しの「質」は、入居率や治安の維持、近隣との関係性にも深く関わります。ご自身の物件・管理状況に合った方法で、ぜひ環境整備に努めましょう。

ごみ出しの「質」は、入居率や治安の維持、近隣との関係性にも深く関わります。ご自身の物件・管理状況に合った方法で、ぜひ環境整備に努めましょう。

(執筆者 川崎)



これがポイントとなるのではないか。引っ越しシーズンはごみの量も増え、粗大ごみの残置トラブルも多くなります。チラシを配るのも一つの方法ですが、入居者の退去が決まった時点で、改めて大型ごみの出し方など、退去までのごみの処理について個別に説明することも有効です。

引っ越しシーズンはごみの量も増え、粗大ごみの残置トラブルも多くなります。チラシを配るのも一つの方法ですが、入居者の退去が決まった時点で、改めて大型ごみの出し方など、退去までのごみの処理について個別に説明することも有効です。